

平成 20 年 7 月 吉日
未来社会研究会
代表世話人 岩淵 美智子

「未来社会研究会」第 2 回勉強会のお知らせ

今回は来年 5 月 21 日から施行される「裁判員制度」を取り上げ、裁判員制度に警鐘を鳴らしていらっしゃる高山法律事務所の高山俊吉先生にお話を伺います。高山先生は日弁連会長選挙に続けて立候補され、今年 2 月の選挙では 9402 票対 7043 票で惜敗された弁護士会の重鎮でいらっしゃいます。この制度には問題も様々あり、国民にも不安が広まっている中、ご自身やご家族、社員や同僚の方々にも関わる問題としてご一緒に考える機会にしたいと存じます。

どうか奮ってご参加下さいますよう、お待ち申し上げます。

【世話人】加藤幸彦（NNH インターショナル㈱代表取締役）・金子博人（金子法律事務所）
角廣志（㈱マルササービス会長）・川阪進治（アジア太平洋経済環境研究会代表幹事）

日 時 **平成 20 年 8 月 1 日（金）** 18:00 受付開始
* 18:30 ~ 20:15 講演・質疑 20:15 ~ 21:30 懇親会（立食パ-ティ-）

場 所 **NHK 青山荘（せいざんそう）** 港区南青山 5-2-20 TEL.03-3400-3111
*地下鉄「表参道」駅。A5 出口を出て右へ約 30m。稲荷神社（小）を右折し左側 2 軒目。

テーマ 「裁判員制度について」

- ・ 全国の地方裁判所で取り上げられる、刑事事件の裁判に市民が参加。
- ・ 約 10 万件ある刑事裁判の中から、約 3000 件（3%）に上る殺人、強盗致死、傷害致死、放火、身代金目的誘拐など、重大な事件が対象。
- ・ 裁判は原則、裁判員（市民）が 6 人、裁判官が 3 人で行い、有罪か無罪か、量刑も決める。
- ・ 裁判員は、市町村の選管がクジで選んだ名簿より、1 件あたり 50 ~ 100 人が選ばれ、その中から 6 人が選任される。
- ・ 選任されたのに出廷しないと 10 万円の罰金が科せられる。

講 師 高山法律事務所 弁護士（東京弁護士会） **高山 俊吉 先生**
東京大学法学部卒。日本民主法律家協会副理事長・交通法科学研究会事務局長・
憲法と人権の日弁連をめざす会代表。司法制度改革や裁判員制度を批判。

会 費 8,000 円（立食パ-ティ-を含みます。）

ご出席頂ける方は、**7 月 28 日（月）** 迄に FAX にてお申し込み下さい。

FAX 番号 **0 3 - 3 4 1 1 - 7 1 9 2**（TEL:03-3411-7188）

御 芳 名 _____

会社・団体名/部署・役職名等

TEL : _____ FAX : _____ (地図必要な方は FAX 致します)